

大桑村役場跡地利活用計画検討委員会設置要綱

令和4年5月6日
大桑村告示第48号

(目的)

第1条 この告示は、旧大桑村役場跡地利活用計画の策定に対して意見及び助言等を得るため、大桑村役場跡地利活用計画検討委員会（以下「委員会」という）を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見、助言等を行う。

- (1) 旧大桑村役場跡地の活用に係る基本的な方向及び活用方法に関すること。
- (2) その他旧大桑村役場跡地利活用に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 公益団体等を代表する者
- (2) 公益団体等が推薦する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) その他村長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める事項が終了するまでとする。

ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会において議決すべき案件があるときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、庁舎建設室において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員

長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以降、最初に開かれる会議は第6条の規定にかかわらず、村長が招集する。